



環境・生活

飼い主の責任はしっかりと



狂犬病予防集団注射を実施します

問い合わせ先 環境課生活環境担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1147 ID 1011417

狂犬病は人を含む全ての哺乳類が感染する病気で、発症すれば、ほぼ100%死に至る恐ろしい感染症です。

生後91日以上の子犬は、年に1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。犬の健康状態を確認して、かかりつけの動物病院や集団注射で毎年必ず受けさせましょう。

集団注射日時・場所 別表参照

手数料 1匹当たり3,150円

※おつりが要らないように用意してください。

※動物病院での接種は料金が異なります。

持ってくるもの 狂犬病予防注射申込書

※問診欄を事前に記入してください。

集団注射を受ける際の注意事項

- ▷首輪をしっかりと着け、犬を制御できる大人が会場まで犬を連れてくる。
 - ▷かみつく恐れのある犬や攻撃的な犬には口輪を着ける。
 - ▷犬の体調に不安がある場合は、注射を受ける前に、必ずかかりつけの獣医師に相談する。
 - ▷犬が未登録の場合や登録情報に変更(譲渡・転居など)がある場合は事前に市役所で手続きをする。ただし、マイクロチップが装着されている犬の場合は環境省ウェブサイト登録情報の変更を行う。
- ※犬の病気や体調異常、飼い主による制御ができない場合などには、注射を受けられないことがあります。



▲環境省ウェブサイト



別表

期日	時間	場所
5月11日 (月)	午前	9時30分～9時50分 弥生地区公民館
		10時10分～10時30分 小倉地区公民館
		10時50分～11時10分 春日地区公民館
	午後	1時30分～2時30分 ふれあい文化センター 第2駐車場 (市民図書館下)
5月12日 (火)	午前	9時30分～9時50分 須玖南地区公民館
		10時10分～10時30分 岡本地区公民館 (奴国の丘歴史資料館)
	午後	1時30分～1時50分 宝町地区公民館
		2時10分～2時30分 若葉台西地区公民館
5月13日 (水)	午前	9時30分～9時50分 ちくし台地区公民館
		10時10分～10時30分 惣利地区公民館
		10時50分～11時10分 平田台地区公民館
	午後	1時30分～1時50分 下白水南地区公民館
		2時10分～2時30分 上白水地区公民館
		2時50分～3時10分 白水池地区公民館
5月14日 (木)	午前	9時30分～9時50分 松ヶ丘地区公民館
		10時10分～10時30分 塚原台地区公民館
	午後	1時30分～1時50分 泉地区公民館
		2時10分～2時30分 白水ヶ丘地区公民館
		2時50分～3時10分 天神山地区公民館
		2時50分～3時10分 天神山地区公民館
5月15日 (金)	午前	9時30分～9時50分 桜ヶ丘地区公民館
		10時10分～10時30分 須玖北地区公民館
		10時50分～11時10分 昇町地区公民館
5月17日 (日)	午前	9時～10時30分 春日市役所 正面玄関前

※どの会場でも受けられますが、地区公民館への車での来場はできません。
 ※中止の場合は、市ウェブサイトや市公式LINE^{ライン}でお知らせします。来場前に必ず確認してください。



忘れていませんか 所得の申告

問い合わせ先 国保医療課国保担当
☎(584)1121 📠(584)1141 🆔 1013619

国民健康保険の加入者は、所得の有無に関わらず、前年中の所得を申告する必要があります。

申告が必要な人がいる世帯には、申告書を郵送しますので、速やかに提出してください。

ただし、次に該当する場合は申告の必要はありません。

- ▷勤務先で年末調整をしている
- ▷春日市や税務署で申告をしている
- ▷扶養親族として家族が申告している
- ▷収入の種類が老齢年金のみである

※収入の種類が遺族年金か障害年金のみの場合は、申告が必要です。

※令和8年1月2日以降に春日市に転入した人は、1月1日に住民票のある市町村に申告する必要があります。

注意事項

所得の申告をしていなかった場合は、次の取り扱いとなります。

- ▷国民健康保険税の軽減がかかる世帯であっても、正しい軽減判定ができません。
- ▷高額療養費などの給付で、正しい所得区分の判定ができません。



令和8年度国民健康保険税を改定します 子ども・子育て支援納付金分の新設など

問い合わせ先 国保医療課国保担当
☎(584)1121 📠(584)1141

地方税法などの改正や、子ども・子育て支援納付金分の新設に伴い、令和8年度から国民健康保険税(国保税)を改定します。

今年度の税額は、6月中旬に送付する納税通知書で確認してください。年金からの特別徴収世帯には7月中旬に送付します。

令和8年度国保税の税率など 別表参照

○子ども・子育て支援納付金分の新設

令和8年度から新たに、加入している健康保険の保

険税(料)から子ども・子育て支援納付金分を納付することになります。納付された支援金は、児童手当の拡充など、少子化対策を促進するためのさまざまな施策に活用されます。

○軽減対象世帯の拡大

国保税均等割額および平等割額の5割軽減および2割軽減の対象世帯について、軽減判定の基準所得が改定され、対象世帯が拡大します。

軽減判定は、申告された所得額に基づき判定するため、別途申請の必要はありませんが、必ず所得の申告をしてください。

別表

[]内は前年度の数値(変更があったもののみ記載)

	所得割額	均等割額 (被保険者1人当たり)	平等割額 (1世帯当たり)	賦課限度額(※1)
医療給付費分	6.52%	27,700円	25,300円	67万円 [66万円]
後期高齢者支援金分	2.69% [2.94%]	11,400円 [11,800円]	10,100円 [10,700円]	26万円
介護納付金分 (40歳~64歳の人のみ)	2.25% [2.46%]	18,200円 [19,100円]		17万円
【令和8年度から新設】 子ども・子育て支援納付金分	0.24%	1,100円 (※2)	1,000円	3万円

※1 各税目に定められた上限額であり、算出された税額が賦課限度額を上回っていた場合、賦課限度額までの課税となります。合計は年間113万円です。

※2 均等割額1,000円と、18歳以上均等割額(18歳以上の被保険者に課税)100円を合わせた金額です。



軽度・中等度難聴児への 補聴器購入費助成

申請・問い合わせ先 福祉支援課障がい福祉担当
☎(584)1127 ☎(584)1154 ID 1014670

身体障害者手帳の交付対象とならない「軽度・中等度難聴児」の言語の習得や健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します(購入前の申請が必要)。

対象 次の全てに該当する人

- ▷18歳に到達する日以降の最初の3月31日まで
 - ▷両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない
 - ▷補聴器を装用することで、言語の習得などに一定の効果があると医師が認める
- ※所得の制限があります。申請方法など、詳しくは問い合わせてください。



申請期限が近づいています 食料品等物価高騰支援給付金(全世帯向け給付金)

問い合わせ先
▷春日市全世帯向け給付金コールセンター
☎0120(772)049(フリーダイヤル)(月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時)
▷配偶者などからの暴力を理由に避難している人の手続きについて 経営企画課企画担当
☎(584)1111(代) ☎(584)1145 ID 1016955

対象となる世帯には、3月中旬に「支給のお知らせ」または「給付金のご案内・申請書」を郵送しています。

「給付金のご案内・申請書」が届いているが、まだ申請書を提出していない人や、書類不備による再提出が必要な人は、速やかに対応してください。

また、いずれの書類も届いていない人は問い合わせてください。

申請期限 5月29日(金)(必着)

※期限内に申請がない場合は受給ができません。



放課後児童クラブ(学童保育) 夏休み期間の入所の受け付けを開始します

申込・問い合わせ先 市放課後児童クラブ事務局(〒816-0863須玖南4-27フォーサイト須玖南R・SCoMo 1階)
☎(558)7626(☎兼用)(月～土曜日の午前10時～午後6時)
ID 1001532

入所のしおりや申請書は、事務局ウェブサイト、各クラブ、事務局で入手できます。

対象 児童の保護をする人が1日4時間以上家庭にいない日が、月に16日以上(日曜日を除く)ある世帯

申込方法 5月1日(金)～30日(土)(必着)に郵便か窓口で申請書を提出する(オンライン申請可)

※詳しくは入所のしおりを確認してください。

申込先 各クラブまたは事務局



▲事務局ウェブサイト



妊婦へのRSウイルスワクチン(無料) 定期予防接種として開始

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当
☎(584)1015 ☎(501)0051 ID 1017168

RSウイルスは、特に小児や高齢者に呼吸症状を引き起こすウイルスです。感染すると、2～8日の潜伏期間の後、発熱、鼻汁、咳などの症状が出現し、悪化すると、喘鳴や呼吸困難などの重篤な症状となる場合があります。

妊婦がワクチンを接種することによって、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が免疫を獲得することができます。

対象 市に住民登録があり、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦(接種日時点)

接種方法 県内の定期予防接種実施医療機関で母子健康手帳と予診票を提出する

※県外で接種する場合は事前申請が必要です。詳しくは問い合わせてください。



▲厚生労働省ウェブサイト(RSウイルスワクチン)

健康



5月下旬に受診券が送付されます 後期高齢者歯科検診

問い合わせ先 ▶ 県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター

☎(651)3111 📠(651)3901

口腔機能低下や誤嚥性肺炎などの疾病を予防するため、歯科健診を受けましょう。

対象 昭和21年4月1日～同26年3月31日生まれの人(長期入院、施設入所の人などを除く)

受診期間 6～12月

受診料 300円

持ってくるもの

▷受診券(記入したもの)

▷マイナ保険証、資格確認書など

受診方法 県後期高齢者医療広域連合が指定する実施医療機関に受診予約をする

※実施医療機関は受診券に同封している一覧表を見てください。

環境・生活



作業の安全確保と資源の有効活用のため ごみの分別ルールを守りましょう

問い合わせ先 ▶ 環境課ごみ減量担当

☎(584)1124 📠(584)1147 🆔1001163

市では、家庭から出るごみを「燃えるごみ」「陶器・金属類」「ペットボトル・白色トレイ」「びん・カン」「粗大ごみ」「有害ごみ類」「緑のリサイクル」の7つに分類しています。

燃えないごみは、春日大野城リサイクルプラザに集められ、資源の有効活用や火災事故などの防止のため、機械と職員の手作業によって危険物やルール違反のごみを取り除き、33種類に分別して処理をしています。

一人一人がごみ出しのルールを守ることが、安全な作業と円滑なリサイクルにつながります。

家庭ごみの出し方について、詳しくは市ウェブサイトを見てください。

年金



知っていますか

老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ受給

問い合わせ先 ▶ 南福岡年金事務所お客様相談室

☎(552)6112(音声ガイダンスの後①→②を押す)

📠(541)7649

老齢基礎年金は、希望すれば60～64歳までの間で繰り上げ、または66～75歳までの間で繰り下げて請求することができます。受給額は、繰り上げの場合は減額され、繰り下げの場合は増額されます。詳しくは問い合わせてください。

○繰上げ受給

60～64歳の間に請求することができる制度です。年金事務所です手続きをしてください(要予約)。

1カ月請求を早めるごとに0.4%減額されます(60歳から受給した場合、最大24%減額)。

※昭和37年4月1日以前生まれの人は1カ月×0.5%減額されます。

注意事項

▷減額される割合は、年金額の改定があっても変更さ

れない

▷既に受給中の年金が支給停止になることがある

▷繰り上げ請求後に、病気やけがなどで一定の障がい状態になったとき、障害基礎年金が請求できない

▷老齢基礎年金の受給額を増額させる60～65歳までの任意加入ができない

○繰下げ受給

65歳で老齢基礎年金を請求せず、66～75歳(昭和27年4月1日以前生まれの人は70歳まで)の間に年金を請求できる制度です。

1カ月請求を遅らせるごとに0.7%増額されます(75歳まで繰り下げた場合は最大で84%増額、70歳まで繰り下げた場合は最大で42%)。

注意事項

▷75歳(昭和27年4月1日生まれの人は70歳)以降は増額率が上限に達しているため、それ以降は繰り下げできない

▷繰り下げている間は、老齢基礎年金を受給できない

市政



6月1日(月)までに納付してください 普通自動車税・軽自動車税

問い合わせ先

- ▷普通自動車税について：福岡県筑紫県税事務所自動車税係
☎(513)5576 ☎(513)5597
- ▷軽自動車税について：税務課市民税担当
☎(981)0113 ☎(584)1141
ID 1000900(軽自動車の税率)
ID 1013933(車検用納税証明)

4月1日時点の普通自動車・軽自動車の所有者に、5月中旬に納税通知書を郵送します。

金融機関、コンビニエンスストア、口座振替(要事前手続き)、スマホ決済などで、納期限までに納付してください。

また、納付書に表示される地方税統一QRコード(eL-QR)やeL番号を利用して、クレジットカードやインターネットバンキングなどのキャッシュレス納付も可能です。詳しくは地方税お支払サイトを見てください。

なお、車検のある車両については、軽自動車検査協会や運輸支局などがオンライン上で納付状況を確認できるため、車検用納税証明書は郵送しません。

※普通自動車税も、車検用納税証明書の郵送はしません。

健康



年に一度は受けましょう 後期高齢者健康診査

問い合わせ先

- ▷後期高齢者医療の健康診査全般について：県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
☎(651)3111 ☎(651)3901
- ▷集団健診について：健康課健康づくり担当
☎(501)1134 ☎(501)1135

受診方法

▷個別健診

受診期限 令和9年3月31日

場所 健診実施医療機関

申込方法 電話などで病院に直接予約する

▷集団健診

受診期間 7月～令和9年1月(計42回実施)

場所 いきいきプラザ

※申し込みは6月1日(月)からです。詳しくは市報6月号に掲載予定です。

受診料 500円

持ってくるもの

▷後期高齢者健康診査受診票

※受診票は4月下旬に郵送しています。年度途中に被保険者になる人は、誕生月に送付します。

▷マイナ保険証または資格確認書

環境・生活



水質基準が義務化されました

有機フッ素化合物であるPFOSおよびPFOA

問い合わせ先

環境課生活環境担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1147

令和8年4月から水道事業者などに対して、PFOSおよびPFOAに関する水質検査の実施および基準が義務化されました。PFOSおよびPFOAと合算で50ng/L以下を順守する必要があります。

※体重50kgの人が生涯にわたって水を毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響を生じないと考えられる水準を基に設定されたものです。

PFOS・PFOAとは

PFOS(ペルフルオロオクタンサルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は有機フッ素化合物(PFAS)の一種です。2000年代始めまでさまざまな工業で利用され、

私たちの身の回りの製品を作る際にも使われていました。

分解されにくい性質から環境中に残留しており、2009年以降、健康への影響の懸念から国際的な規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入などが禁止されています。

○市の水道水について

市の水道水は春日那珂川水道企業団で定期的な水質検査をしており、これまでの検査によりPFOSおよびPFOAが検出されたことはありません。

○井戸水の検査について

家庭に設置している井戸については、定期的(1年以内に1回)に水質検査を行いましょう。なお、市では井戸水の飲用判断のための水質検査は行っていません。



ラインで情報提供します

微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダント

問い合わせ先

- ▷ 大気汚染物質について：環境課生活環境担当
☎(584)1111(代) ☎(584)1147 ID 1001242
- ▷ 市LINE公式アカウントについて：秘書広報課広報広聴担当
☎(584)1111(代) ☎(584)1145 ID 1007487

日差しが強くなり気温が高くなると、大気汚染物質(PM2.5や光化学オキシダント)が発生しやすくなります。大気中濃度が高い場合、市LINE公式アカウントで情報提供を行います。

呼吸器や循環器に持病がある人、子どもや高齢者は、慎重な行動を取ってください。

なお、大気汚染物質の濃度測定情報は県ウェブサイト「福岡県の大気環境」で確認できます。

○大気汚染物質の濃度が高い場合の対応

- ▷ 不要不急の外出を控える

- ▷ 屋外での長時間の作業、運動は控える
- ▷ 換気や窓の開閉を必要最小限にする
- ▷ 洗濯物は室内に干す
- ▷ 目や喉に刺激を感じた場合は洗眼やうがいをし、室内で安静にする

○LINE受信設定

「受信情報設定」から「お知らせ-健康・福祉・介護」を選択する

※受信設定について詳しくは、38ページ(裏表紙)を見てください。



▲福岡県の大気環境(県ウェブサイト)

講演講座

スマホの疑問を解決しませんか



スマホ教室@スマサポ号(無料)

申込先 ソフトバンク専用コールセンター

☎0800(111)9442(午前9時~午後5時、土・日曜日可)

問い合わせ先 デジタル政策課デジタル政策担当

☎(584)1118 ☎(584)1145 ID 1011730

専用車「スマサポ号」内で受講する、オンライン形式の教室です。

自分のスマートフォン(スマホ)を使って受講できます。

貸出用のスマホも用意していますので、スマホを持っていない人も受講できます。

日時・場所・内容 別表参照

定員 各3人(申込先着順)

申込方法 開催日前日の午後5時までにソフトバンク専用コールセンターに電話で申し込む

※予約に空きがある場合は、当日参加も可能です。

別表 5月開催スケジュール

期日	午前11時~正午	午後0時30分~1時30分	午後2時30分~3時30分	午後3時45分~4時45分	場所
11日(月)	スマホを触ってみよう※1	スマホの使い方(入門編)※2	スマホの使い方(基礎編)※3	スマホの使い方(応用編)※4	市役所
18日(月)	スマホの使い方(入門編)※2	スマホの使い方(基礎編)※3	スマホの使い方(応用編)※4	フィルタリングとネットの危険性※5	いきいきプラザ
25日(月)	ラインでコミュニケーション※6	スマホの使い方(入門編)※2	スマホの使い方(基礎編)※3	スマホの使い方(応用編)※4	市役所

※1 マップを使いながらスマホの指の操作を学ぶ、カメラ、音声アシスタント機能

※2 スマホの画面の見方、電話、文字入力、メール

※3 マップを使いながら基本操作、ルート検索、カメラの撮影、動画の撮影、QRコード読み取り

※4 インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加方法、移動方法

※5 スマホの危険、フィルタリングを使用するために

※6 トークの送り方、写真・スタンプの送り方、グループトークの作り方、ビデオ通話の仕方

募集



市民委員を募集します 市図書館協議会

応募・問い合わせ先 文化スポーツ課文化担当 (〒816-0831
大谷6-24ふれあい文化センター旧館)

☎(575)4121 📠(593)7380 🆔 1005354

図書館サービスおよび読書活動の推進などについて審議する、市図書館協議会の市民委員を募集します。

対象 市に居住する18歳以上(7月1日時点)

※市の付属機関などの委員になっている人は除きます。

任期 7月1日～令和10年6月30日(2年間)

開催回数 年3回

報酬 会議出席1回当たり6,500円(別途、費用弁償として1,000円支給)

募集人数 2人

選考方法 書類審査

応募方法 5月29日(金)(必着)までに申込書と小論文「これからの公共図書館に求めるもの」(1,200字以内)を提出する(郵送可)

※申込書は文化担当窓口、市ウェブサイト、市民図書館で入手できます。

福祉



障がい者の就労支援を図るため 第1種普通自動車免許の取得費用を一部補助

申請・問い合わせ先 福祉支援課障がい福祉担当

☎(584)1127 📠(584)1154 🆔 1001863

対象 次の全ての要件を満たす人

- ▷18～49歳で、市に居住(住民登録)して1年経過している
- ▷身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している(施設入所または入院中である場合を除く)
- ▷令和7年度の世帯全員の市民税所得割が非課税
- ▷運転免許取得後、確実に就労が見込まれる
- ▷過去に自己の責任で運転免許の取り消しを受けたり、失効したりしていない
- ▷道路交通法の規定に基づく適性試験の合格基準に合致する

補助上限額 10万円

申込方法 申請書を提出する

※申請書は福祉支援課(市役所2階)にあります。

※内部障がいの場合は医師の意見書が必要です。

注意事項

- ▷令和9年3月31日までに免許を取得することが条件です。
- ▷自動車学校の入校時期は、助成決定後となります。

募集



熱中症対策に協力してください 春日市ひと涼みスポット登録施設募集

申込・問い合わせ先 環境課環境推進担当 (〒816-8501春日市役所)

☎(584)1150 📠(584)1147 🆔 1015670

✉ kankyo@city.kasuga.fukuoka.jp

熱中症予防のため、市は、外出時などに一時的に涼み、暑さをしのぐことができる場所として、「春日市ひと涼みスポット」を設置しています。

商業施設や公民館などにも協力してもらい、計31施設が登録されています(令和8年3月時点)。

この「春日市ひと涼みスポット」として協力してもらえる施設を募集します。

開設期間 4月22日(水)～10月21日(水)

協力内容

▷自由にひと涼みできる場所として、店舗などの一画を

無償で提供する

※専用のスペースは必要ありません。

▷ポスター、ステッカーなどの啓発物品を掲示する

申込方法 市ウェブサイトから申し込むか、郵便、窓口、ファクス、Eメールのいずれかで応募用紙を提出する

※応募用紙は市ウェブサイトで入手できます。



▲市ウェブサイト



その他

市内の中小企業者や創業者が対象 市制度融資・信用保証料補助制度

申込・問い合わせ先

▷市制度融資について：市商工会

☎(581)1407 ☎(575)0702

▷保証料補助制度について：地域づくり課商工農政担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1153

○市制度融資

▷市中小企業事業資金融資 (ID1003975)

対象 市に住所または主たる事業所があり、市税に滞納がない人**融資限度額** 1,000万円**利率** 年1.70%(金融情勢により変動)**融資期間** 5年以内(融資額が500万円以上の場合
は7年以内)

▷市中小企業創業融資 (ID1003985)

対象 市商工会が実施する特定創業支援等事業を受け、市税に滞納がない人(創業予定か創業後1年未満の人)**融資限度額** 1,500万円**利率** 年1.50%(金融情勢により変動)**融資期間** 7年以内(融資額が1,000万円以上の場合は10年以内)

○市中小企業融資金保証料補助制度 (ID1003976)

市制度融資を利用した際に保証協会に支払った保証料は、借り入れた事業資金を全額返済後、申請することで市から補助が受けられます。

対象 次の全てに該当する人

▷市制度融資を利用し、全額返済している

▷借入日から全額返済した日までの間、市内に住所または主たる事業所があり、継続して事業を営んでいた

補助額 信用保証料として保証協会に支払った額(還付金額は控除)**申請期間** 事業資金を全額返済した日の翌日から1年以内

募集

市の魅力をInstagramで紹介 かすがカメラ部5期生募集

応募・問い合わせ先 秘書広報課広報広聴担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1145 ID 1011616

✉koho@city.kasuga.fukuoka.jp

市民で構成されるかすがカメラ部では、部員が見つけた市の魅力を、かすがカメラ部Instagramアカウントから発信しています。

部員には、年に4回、プロのフォトグラファーによるカメラ教室を開催しています。

かすがカメラ部の一員として活動しませんか。

対象 市に居住する15~59歳(中学生は除く)**活動期間** 6月~令和9年3月**募集人数** 10人以内

※申込多数の場合、自身でInstagramアカウントを開設して日頃から写真などを投稿している人を優先します。

応募方法 5月22日(金)までにEメールで住所、氏名、年齢、電話番号、Instagramアカウント名(任意)を記入し、市内で撮影した写真を1枚添付して送信する

※報酬はありません。



▲部員の写真を掲載したフォトブック



▲かすがカメラ部 Instagram



▲市ウェブサイト